

介護保険による訪問看護 重要事項説明書

1. 当事業所は京都市長の指定を受けた訪問看護事業所(事業所番号 2660590031)です。
当事業所には、保健師または看護師または准看護師のいずれか 3 名以上(うち1名は管理者と兼務)、
が勤務しております。
2. 介護保険の申請を行なわれ要支援の判定を受けられた方に対して、当事業所の看護師、准看護師が医師の指示のもと、利用者の希望、心身の状況を踏まえてケアマネジャーのケアプランに沿って、居宅を訪問して必要な療養上の看護等を行います。
3. 介護訪問看護サービスを行う時間は、原則として祝日 及び12月31日から1月3日を除く月曜日から土曜日の午前 9 時～午後 5 時半までとなっております。また、緊急時には、上記時間帯以外の時間でもサービスを実施することもできます。 詳細はご相談下さい。
4. 介護訪問看護サービスを受けられた場合は、介護報酬に応じた利用者負担金を徴収させていただきます。額については訪問時間や回数により異なります。なお、生活保護等の公費受給者は、利用者負担額を補助する制度があります。
早朝・夜間、深夜の訪問をご希望の場合は、介護報酬に定められた料金を別途いただきます。
特別な管理が必要な方については毎月 1 回、介護報酬に定められた料金を別途いただきます。
営業時間に拘わらず常時連絡を取る体制をご希望の場合は、介護報酬に定められた料金を別途いただきます。下記 11. の「通常の実施地域」以外については料金表の交通費を別途いただきます。
5. 訪問看護実施時に利用者の方の病状等が急変した場合は、応急処置を行うとともに、速やかに医師に連絡をとり、指示を求める体制をとっております。
6. 訪問看護実施時に事故等が発生した場合は、速やかに主治医・救急隊・家族・居宅介護支援事業所・行政機関等と連絡をとり必要な措置を講じます。 また、その事故により利用者・その家族の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
ただし、事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
7. 当事業所は、非常災害時の際に他の事業所等と連携・協力を行う体制を整え、早期に事業が継続できるように努めます。
8. 当事業所は、スタッフの清潔の保持及び健康状態について、必要な管理に努め感染予防を行い感染症が発生した場合は、蔓延しないよう必要な対策を行っていきます。
9. 当事業所は、人権の擁護、虐待防止等の必要な体制を整備し職員に対する研修会を行います。また、虐待を受けたと思われる人を発見した場合は、状況を確認したうえで地域包括支援センターへ相談します。
10. 暴言・暴力・ハラスメント等の必要な体制を整備し職員に対する研修会を行います。また、訪問時暴言・暴力・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除させて頂く場合があります。
11. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら当事業所窓口へお申し出下さい。また、苦情内容によっては行政窓口をご紹介する等、迅速かつ適切に対応させていただきます。(別紙参照)
12. 通常の事業の実施地域については、京都市内の七条通より南側、名神高速より北側桂川より 東側、鴨川より西側の範囲としています。

◆ 訪問看護の提供に当たり、利用者に対しての重要事項を説明しました。

事業所名 医療法人 同人会(社団)京都九条病院 訪問看護ステーション・ママ

所 在 地 京都市南区唐橋経田町16 メディナ唐橋 1F

代 表 者 理事長 松 井 道 宣 ㊞

説 明 者 ㊞

◆ 私は、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、内容に同意し受領しました。

◆ また、その利用料を支払う事に同意します。

日 付 令和 年 月 日

利 用 者 ㊞ 代理人 ㊞

住 所